

公益財団法人朝鮮奨学会について

○本会の歩みと現在

朝鮮奨学会は日本で勉学している同胞学生を支援するための奨学育英機関で、110余年の歴史があります。1943年、日本政府から公益事業をする「財団法人朝鮮奨学会」としての認可を得ました。歴史の流れとともに幾多の変遷がありましたが、1957年に所属団体や思想・信条の違いなどを超越し、在日同胞が一致団結して理事会を再建しました。その後、日本の学識経験者とともに理事会・評議員会を構成して今日まで同胞学生のための育英事業を推進しています。

奨学会は現在、東京の新宿（本館）、代々木（別館）と大阪（関西奨学会館）にビルを所有し、これらの基本財産から得られる収益で、日本の高校・大学・大学院で学ぶ同胞学生に奨学金を給付するなどの事業を行っています。奨学会は日本政府からも本国の南・北の政府からも財政的援助を受けず、自主財源のもとに運営されています。

2012年7月31日、新公益法人制度のもと公益認定を取得し、同8月1日、「公益財団法人朝鮮奨学会」に移行しました。

○主な事業

朝鮮奨学会は、成績優良でありながら学費の支弁が困難な在日同胞学生と留学生に奨学金を給付しています。大学・大学院の奨学生は1961年からの本格的な奨学金給付事業の再開以来、延べ約3万3千名、高校・高専の奨学生は1966年以降で延べ約4万9千名になり、その奨学事業費の総額は約153億円に達します。奨学生を対象に講演会や国語講座、ウイマル発表会を行い、会報誌「セフルム」を通して民族の心と文化を育み、交流会や懇談会を開いて親睦をはかっています。また、大学院生の研究発表会を開催し、学術研究の奨励を行っています。

公益財団法人 朝鮮奨学会

2019年度 大学奨学生募集要項

学部生用

【補足事項】

- 願書および募集要項の請求方法
同会ホームページからダウンロードすること。<http://www.korean-s-f.or.jp/>
※本募集の詳しい内容については、各自が募集要項をダウンロードし、確認すること。
- 応募書類の提出期間・時間・提出場所（新規留学生在が応募する場合）
平成30年4月1日（月）～4月12日（金）9時～17時まで（土日、昼休み 12:15～13:15を除く）
学生交流課 事務局（大学会館9P棟2階210）
- 大学からの推薦（留学生在が応募する場合）
本学から推薦できる留学生の人数は、大学院生5名、学群生1名であるため、推薦人数を超えて応募があった場合には、学生交流課内で選考を行い4月25日（木）までに応募者全員に通知する。

公益財団法人 朝鮮奨学会
2019年度 大学奨学生募集要項 **学部生用**

1. 応募資格

- 次の事項に該当する者
- 日本の大学の学部（学士課程、短期大学も含む。通信課程は除く）に在籍している韓国人・朝鮮人学生（特別永住者証明書・在留カード・外国人登録証の国籍表示が韓国もしくは朝鮮）。本国からの留学生を含む。
 - 成績が優良で学費の支弁が困難な者。
 - 2019年4月1日現在、満30歳未満の者（継続応募者は除く）。
 - 他の奨学金を受給していない者。ただし、貸与奨学金、本会奨学金と同額未満の給与奨学金、学内奨学金、日本学生支援機構給付奨学金は受給していても応募できる。

成績について（願書2枚目計算表を参照すること）。

- 学部1年生の学業成績は、高校3年次の成績評価値が5段階で原則として3.2以上であること。
- 学部2年生以上の学業成績は、修得総科目の成績評価値が3段階で原則として2.7以上であること。
- ※GPA評価ではありません。

2018年度本会の大学（学部）奨学生であった場合

- 進級して学部在学している者は継続生として応募できる。
- 短期大学卒業後、4年制大学の3年生以上に編入した者は新規生として応募できる。
- 2018年度に採用されたのち途中辞退した場合は新規生として応募できる。
- 留年した者、学部を卒業して学士編入した者は応募できない。

2018年度本会の大学（学部）奨学生でなかった場合

- 新規生として応募できる。
- 過去に本会の奨学生であっても2018年度本会奨学生でなかった場合は、新規生として応募できる。
- 高等専門学校（高専）の専攻科に進学した者は、新規生として応募できる。

- ※研究生、別科生、専攻生、聴講生は応募できない。
- ※休学している者は応募できない。
- ※本国からの留学生で、交換留学生として在学している者は応募できない。
- ※応募後に本会奨学金と同額以上の他の給与奨学金の受給が決定した場合は必ず連絡すること。
- ※韓国人留学生の新規応募については、「5. 応募方法」の「②留学生」を参照すること。

2. 奨学金金額と募集人数

奨学金金額：月額 25,000円
募集人数：未定（前年度採用実績765名）
○本会の奨学金は給付制であり、返還の義務はない。

3. 給付期間

奨学金の給付期間は1年間（4月～翌年3月まで）である。

4. 募集期間

継続応募者 2019年4月1日（月）～4月25日（木）（4/25消印有効）
新規応募者 2019年4月1日（月）～4月12日（金）
※継続・新規応募者で締切日が異なるので注意すること。
※締切日または前日の場合は速達すること。

5. 応募方法

- 特別永住者等（永住者、定住者、家族滞在などを含む）
個人で応募できる。
 - 留学生
継続応募者は個人で応募できる。学生交流課（大学会館9P棟2階210）
新規応募者は個人で直接応募できない。各大学の奨学金担当の部署を通じてのみ応募できる。大学ごとに募集方法や書類の提出締切日が異なるので、大学の担当部署に問い合わせること。
- ※書留・特定記録・宅配便など差出の記録が残る方法で本会事務局に送付すること（窓口では直接受け付けない）。
※日本国外から送る場合は、EMS（国際スピード郵便）など差出記録が残る方法で郵送すること。

6. 応募書類

- 願書 **学部生用**：（本会所定様式4ページ）
願書様式1枚目に写真貼付（6カ月以内に撮影した上半身、正面、無帽、タテ4.5cm×ヨコ3.5cmのもの）。
 - 在学証明書：2019年4月1日以降発行のもの。コピー不可。
 - 学業成績証明書：コピー不可。「成績通知書」不可。
※学部1年生は高校3年次の全ての成績が記載されているもの（調査書可）。
 - 推薦書：（本会所定様式）親展にすること。※継続応募者は不要。
 - 国籍・在留資格等を証明する書類：
本会所定様式（貼付台紙）に「特別永住者証明書・在留カード・外国人登録証明書の表裏のコピー（有効期限内のものに限る）」を貼り付けること。または応募者本人の国籍及び在留資格等が表示されている住民票の写し（コピー不可・3カ月以内に発行されたもの）でも可。
 - 収入・所得を証明する書類：
本会所定様式（貼付台紙）に主たる家計支持者の「収入・所得を証明する書類」を貼り付けること。
給与所得者…2018年の源泉徴収票（コピー可）。
給与所得以外…税務署等による2018年分の所得を証明するもの（コピー可）。
韓国での所得証明書…2018年分の所得を証明するもの（コピー可）。
 - 返信用封筒：長形3号封筒・92円切手貼付。
 - 応募書類チェックシート（本会所定様式）
- ◇応募書類の作成においては、「記入の手引き」を必ず参照すること。

7. 願書請求方法

願書等の様式は本会ホームページからダウンロードできる。また、本会事務局で配布する。

8. 選考と結果

書類審査と必要により面接審査を行う。面接を行う場合は別途通知する。
選考結果は、継続応募者は6月中旬、新規応募者は7月中旬までに応募者本人および各大学宛に書面で通知する。選考結果についての問い合わせには応じない。また、提出した応募書類は返却しない。

9. その他

- 採用された学生は本会の諸行事に必ず出席しなければならない（遠方地の者については考慮する）。
- 願書受付（到着）に関する問い合わせには応じられないので、書留・特定記録などの番号から追跡確認をすること。

本会住所・連絡先

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-8-1 新宿ビルディング9階
電話 03-3343-5757（電話対応時間平日午前9時～午後5時） fax 03-3344-3947
※応募者本人並びに学校関係者の問い合わせにのみ対応いたします。
<http://www.korean-s-f.or.jp>

＜個人情報取り扱いに関して＞応募書類によって得た個人情報は、選考および応募者本人との連絡以外の目的には使用しない。ただし奨学金の重複受給を確認する目的に限り、他の奨学団体に姓名・生年月日等を開示することがある。

日本語能力が必要です。
(Japanese language proficiency is requested.)